

第6章

無電柱化の推進に向けた施策等

無電柱化の推進に向けて、以下の施策について検討します。

(1) 無電柱化事業の促進

1) 多様で柔軟な無電柱化手法による整備促進

電線管理者との協働により、以下のような無電柱化手法により整備を促進します。

- ① 歩道が狭く、歩道上に地上機器を設置することが困難な路線については、道路区域外の公共用地(学校・公園等)や民地等を活用した整備手法について検討します。

【公共用地を活用した無電柱化の事例】



江戸川区(公園用地への設置事例)

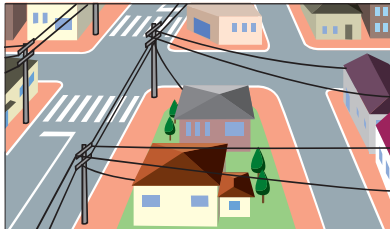
【民地を活用した無電柱化の事例】



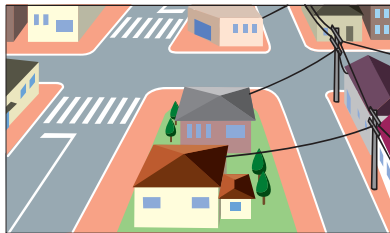
川越市(民地内への設置事例)

②沿道地権者の合意が得られる道路においては、裏配線方式や軒下配線方式などの地中化以外の無電柱化等についても検討します。

裏配線方式

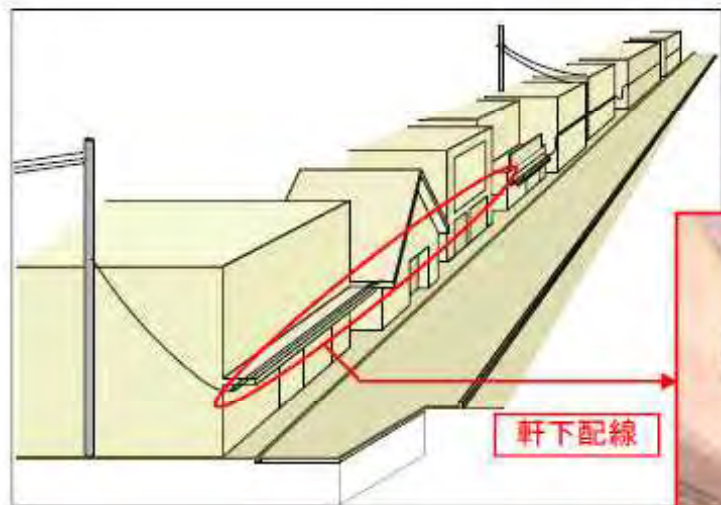


表通りから裏通りに配線



甘楽町

軒下配線方式

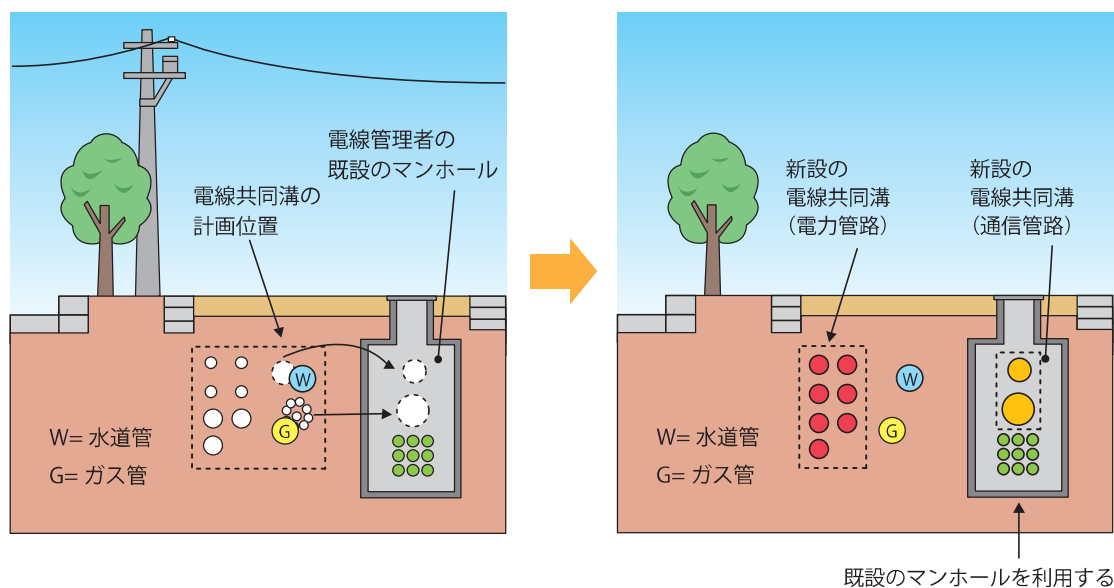


三重県亀山市関町



(出展：国土交通省HPより)

③電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現していきます。



既存ストック方式による整備イメージ

④低コスト手法や新技術等についても積極的に導入を検討していきます。

管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)
<p>現行より浅い位置に埋設</p>  <p>管路の事例(国内)</p>	<p>小型化したボックス内にケーブルを埋設</p>  <p>小型ボックスの事例</p>	<p>ケーブルを地中に直接埋設</p>  <p>直接埋設の事例(京都)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 浅層埋設基準を緩和(平成28年4月施行) 全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(平成29年3月発出) 	<ul style="list-style-type: none"> モデル施工(平成28年度～) 電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(平成28年9月施行) 全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(平成29年3月発出) 	<ul style="list-style-type: none"> 直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ(平成27年12月) 直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査(平成28年度) 実証実験を実施(平成29年度)

国で取り組まれている低コスト手法(出典:国土交通省HPより)

2) 事業手法の工夫や新たな手法の取り入れによる事業の効率化

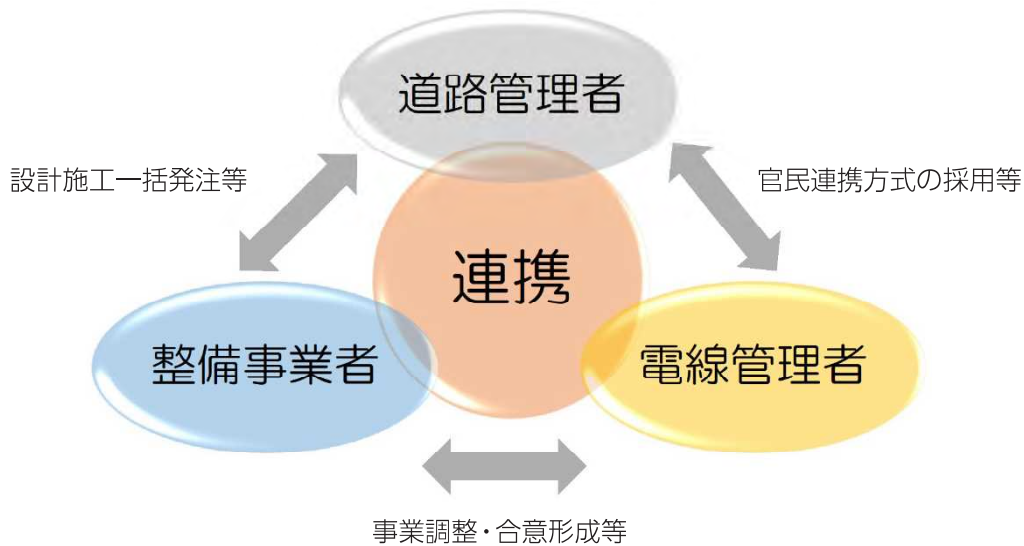
無電柱化事業のコスト縮減や工期短縮、事業の効率化などを目的として、以下のような事業手法について検討します。

- ①道路整備や開発事業等が実施される際には、事業と合わせた同時施工を行うものとし、施工時期等の調整を図ります。



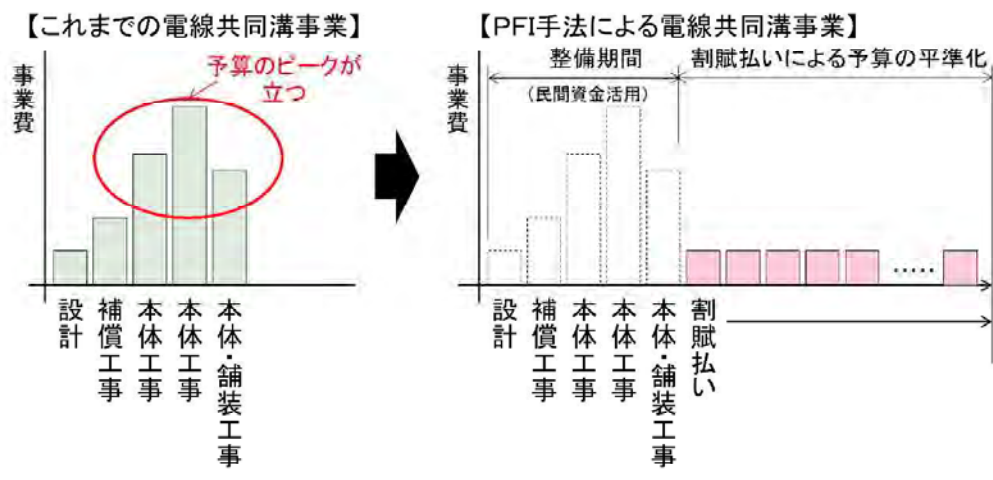
同時施工による無電柱化事業の実施状況

- ②無電柱化事業に関する設計施工一括発注や、電線管理者との協働による官民連携方式の導入について検討します。



官民連携による取り組みイメージ

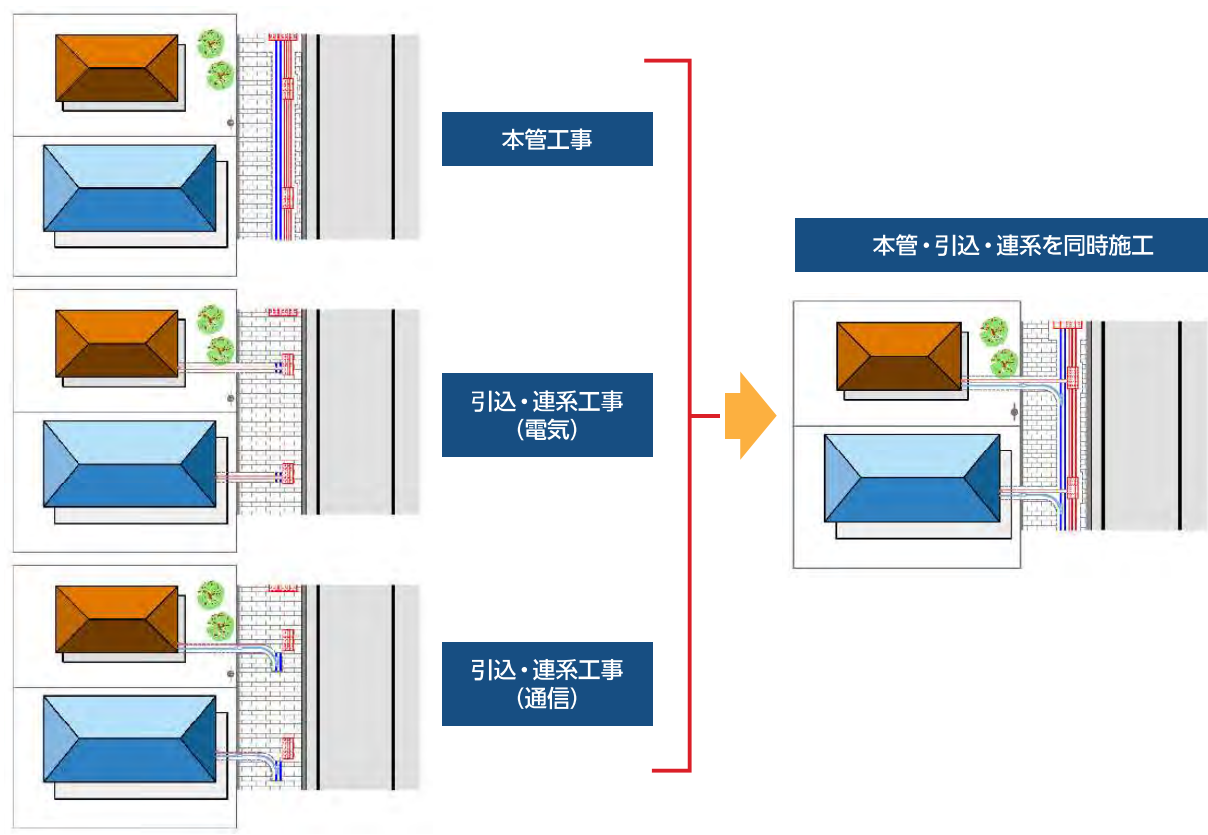
③民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用も検討します。



PFI手法による電線共同溝事業イメージ図(出典：国土交通省HP)

3) 電線共同溝整備における事業調整によるコスト縮減と工期短縮

電線共同溝整備事業の際には、本管・引込・連系の同時施工や引込・連系(電気・通信)同時施工、配管・配線同時施工の可能性について検討し、コスト縮減と工期短縮を図ります。



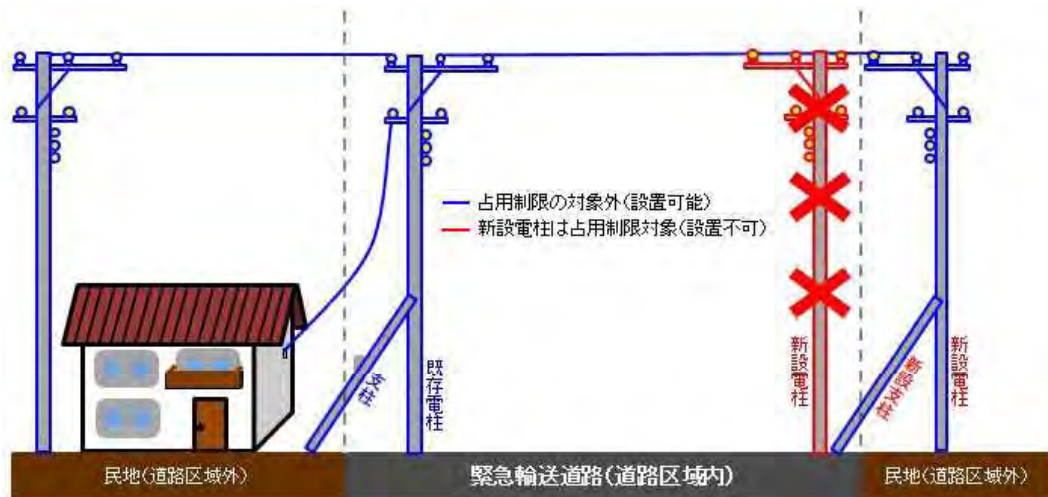
本管・引込・連系の同時施工イメージ図

(2) 電柱、電線の設置抑制、撤去

1) 占用制限制度の適切な運用

群馬県では、災害が発生した場合の被害拡大を防止するため、道路法第37条に基づき、緊急輸送道路における新設電柱の道路占用を制限します。(国土交通省管理道路H28.4.1～、群馬県管理道路および市町村管理道路H31.4.1～(予定))

なお、緊急輸送道路における既存電柱や道路区域外の電柱については、今後、国土交通省や電線管理者等と協議の上、道路占用制限の具体的措置を検討していきます。



道路法37条に基づく新設電柱の占用制限イメージ図

2) 交差点部における道路管理者、交通管理者、電線管理者との整備調整

交差点部において車道上空横断線が残置されないように、道路管理者間での連携・同時整備や交通管理者との信号線調整、電線管理者との横断線に対する調整等を行います。



交差点部における信号管路整備

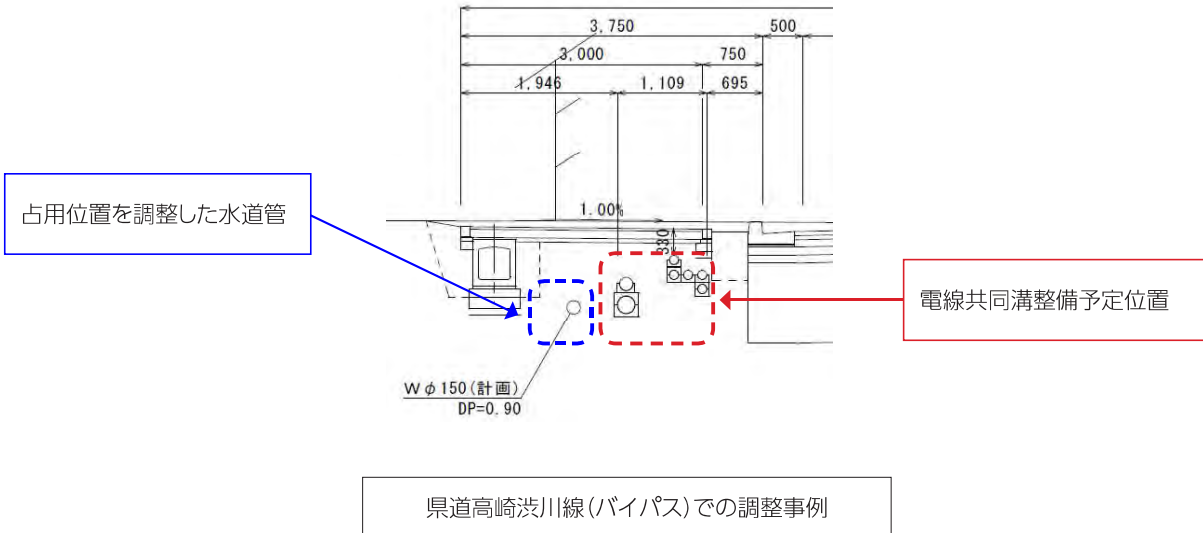
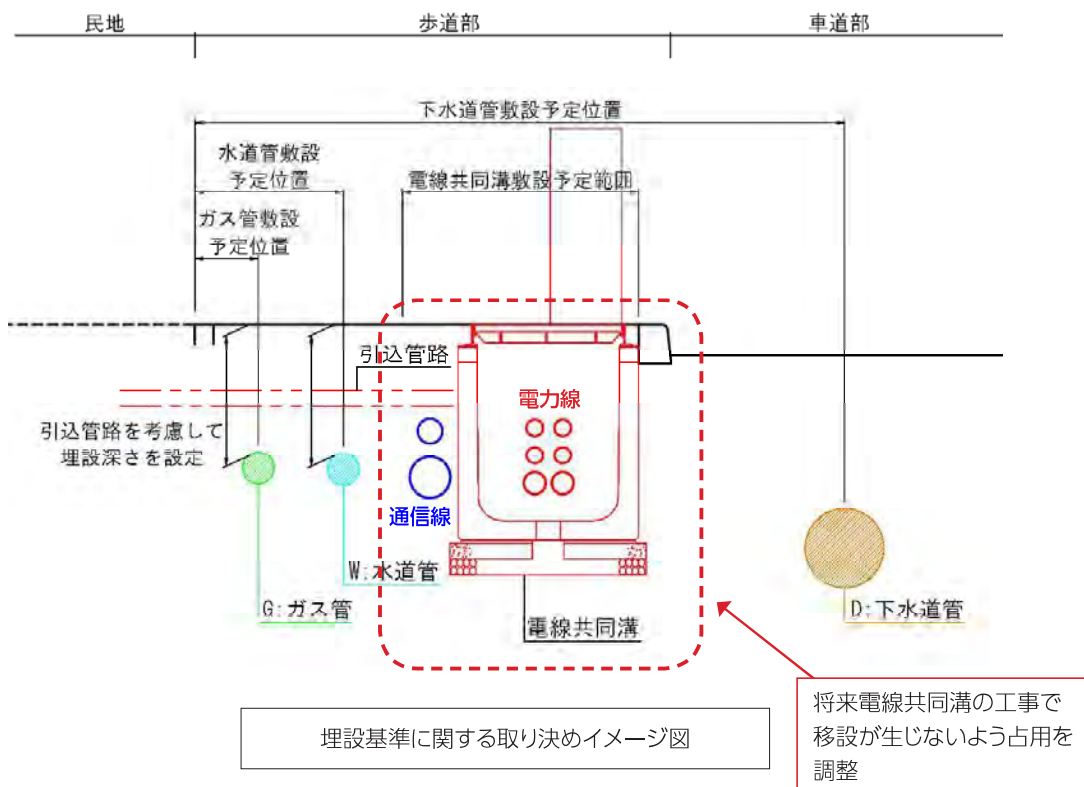


交差点部の上空横断線を無くした事例 (国)122号

(3) バイパス整備や道路拡幅時に無電柱化を同時施工しない場合の占有企業者との埋設基準に関する取り決め

電線共同溝などの無電柱化の計画はあるもののバイパス整備や道路拡幅時に電線共同溝は施工せず、沿道の土地利用を踏まえた段階的な電線共同溝の整備が見込まれる場合は、電線共同溝工事時に水道管等の占有物件の移設工事が生じないように、上下水道、ガスなどの占有企業者と、予め埋設位置に関する取り決めを行い、地中化による無電柱化が効率的に実施できるよう調整します。

各企業の埋設位置を予め設定



(4)無電柱化の推進に向けた体制づくり

1)無電柱化事業や民地の活用等に対する住民理解を図る広報・啓発活動の実施

無電柱化に関する県民の理解と協力が得られるよう、事業内容や整備効果に関するパンフレットの作成やイベントによる啓発活動実施等について検討します。



イベントによる啓発活動の状況

2)関係者間の連携の強化

群馬県無電柱化協議会や地元関係者を含めた地区協議会等を活用して、無電柱化の対象路線の合意形成を円滑化するための調整の場を設置し、意見を適切に聴取するよう努めます。



群馬県無電柱化協議会の状況

3) 技術力の向上

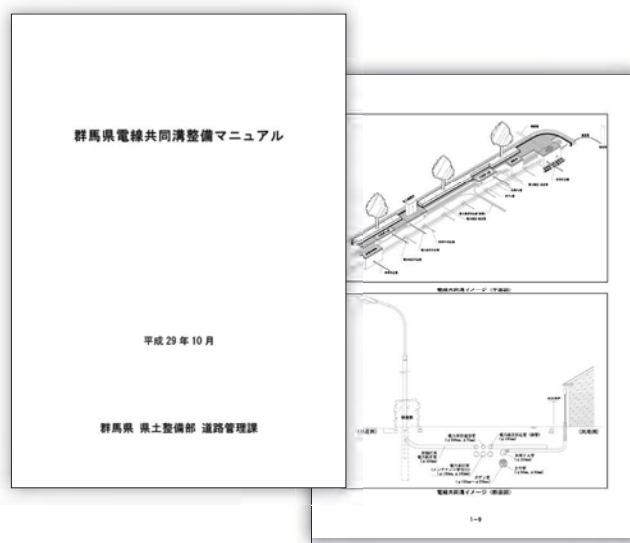
研修などによる職員・関係企業の技術力向上を図るとともに、官民連携による技術開発(地上機器のコンパクト化等)や低コスト手法の普及拡大に努めます。



研修の実施状況

4) 無電柱化の推進に向けたルール作り

無電柱化の推進に向けて、電線共同溝整備マニュアルや管理規定および事務処理要領の改定・簡素化など、推進するうえで必要なルール作りを行います。



群馬県電線共同溝整備マニュアル

5) 必要に応じた補助制度等の検討

単独地中化や民地移設の整備促進などにおける国の補助制度の活用や費用負担方法などについて検討していきます。